

加古川中央市民病院 増築・改修整備事業

落札者決定基準

2021年 4月

地方独立行政法人加古川市民病院機構

— 目 次 —

| | |
|-----------------------------|---|
| 1. 審査の概要 | 1 |
| (1) 落札者決定基準の位置付け | 1 |
| (2) 落札者の決定方式 | 1 |
| (3) 審査及び落札者決定の手順 | 1 |
| 2. 一次審査（資格審査） | 3 |
| 3. 二次審査（提案審査） | 3 |
| (1) 基礎審査 | 3 |
| (2) プレゼンテーション | 3 |
| (3) 提案審査（価格評価・提案内容評価） | 3 |
| 1) 価格評価 | 3 |
| 2) 提案内容評価 | 4 |
| 3) 得点の計算方法 | 6 |
| 4. 落札者の決定 | 6 |
| (1) 最優秀提案者及び次点提案者の選定 | 6 |
| (2) 落札者の決定 | 6 |

1. 審査の概要

(1) 落札者決定基準の位置付け

落札者決定基準は、地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「機構」という）が、加古川中央市民病院 増築・改修整備事業（以下「本事業」という）を実施するにあたり、本事業の事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という）において、もっとも優れた提案者を選定し、その審査結果をもって機構が落札者、及び次点者を決定するための手順、方法、評価基準等を示したものであり、入札に参加する者に交付する入札説明書等と一体のものとして扱う。

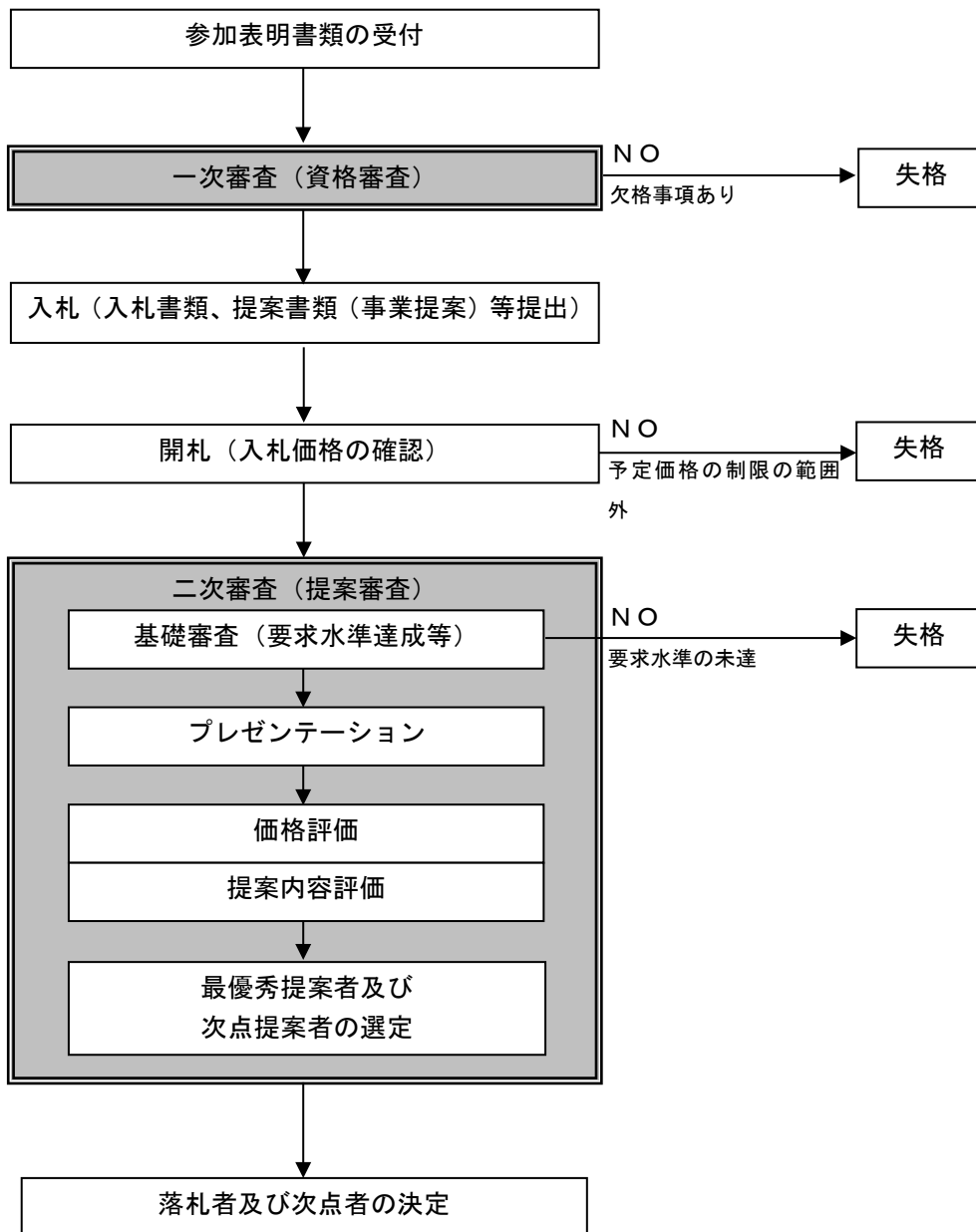
(2) 落札者決定方法

本事業を実施する事業者は、病院の整備に係る専門的な知識や技術、ノウハウが求められる。このため、落札者の決定にあたっては、入札価格及び提案内容その他の条件によって落札者を決定する「総合評価一般競争入札」を採用することとする。

(3) 審査及び落札者決定の手順

審査は二段階審査を採用することとし、一次審査では、参加資格を有しているかの確認を行う。二次審査では、基礎審査で審査基準を満たしているか判断し、満たしていると判断された者について、事業者選定委員会が入札価格と提案内容を総合的に評価する提案審査を行い、結果を機構に提出する。機構は、この審査結果を踏まえ、落札者、次点者を決定する。（審査全体のフロー図 参照）

・審査全体のフロー図



2. 一次審査（資格審査）

資格審査では、応募グループが入札説明書等に示す参加資格要件及び業務遂行能力に関する資格要件（実績要件を含む）を満たし、かつ、構成企業の制限に係る事項に該当しないか等について、提出書類に基づき審査する。

3. 二次審査（提案審査）

（1）基礎審査

提案書（事業提案）の内容が、以下の審査基準を満たしているかの確認を行う。確認の結果、提案内容がすべての審査基準を満たしている場合は適格とし、審査基準を明らかに満たしていないと確認される場合は失格とする。

| 審査基準 |
|---|
| 提案書（事業提案）全体について、入札説明書等に示した事業スケジュールに基づいた提案となっているか。 |
| 提案書（事業提案）全体について、様式集に従った構成となっているか。 |
| 要求水準書において要求水準を定めている事項について、その水準を満たしているか。 |

（2）プレゼンテーション

審査にあたっては、プレゼンテーションを予定している。

なお、実施の日時、方法等については、応募グループ代表企業に対して別途通知するものとする。

（3）提案審査（価格評価・提案内容評価）

入札価格と提案内容の総合評価により審査を行う。価格評価と提案内容評価の配点は以下のとおりとする。

| | |
|----------|-------|
| | 配点 |
| 価格評価 ① | 700 |
| 提案内容評価 ② | 300 |
| 総合評価 ①+② | 1,000 |

1) 価格評価

価格評価点は、入札価格を用いて、以下の計算式により付与するものとする。

入札価格が最小となった提案を 700 点満点とし、他の応募グループは、以下の計算式により得点化を行う。（小数点第四位を四捨五入し、小数点第三位まで表示する。）

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{最小の入札価格}}{\text{応募者の提示する入札価格}} \times 700 \text{ 点}$$

2) 提案内容評価

提案内容評価は、下表 1 に示す審査項目について審査し、得点化を行う。なお、得点は 300 点満点とする。

表 1 審査項目、評価の視点と配点

| 審査項目 | 評価の視点 | 配点 | | |
|---------------|-------------------------|-------------------------------------|-----|----|
| 建築・施設計画（整備方針） | | 100 | | |
| 1 | 急性期総合医療、救急医療を提供する機能について | 各配点 | 35 | |
| | ・基本方針に適合した提案となっている | 20 | | |
| | ・既存部分と増築部との一体性の確保 | 15 | | |
| | 2 | 将来の高度医療導入可能な可変性、拡張性 | 各配点 | 15 |
| | | ・将来の高度医療機器導入可能な可変性、拡張性に配慮した提案になっている | 15 | |
| | 3 | 働きやすく、学べる病院としての環境 | 各配点 | 35 |
| | | ・働きやすく学べる病院としての魅力ある空間構成・提案となっている | 20 | |
| | | ・機能的な動線に配慮した提案となっている | 10 | |
| | | ・既存建物の機能向上が期待できる提案となっている | 5 | |
| | 4 | 自然災害時にも機能維持できる設備 | 各配点 | 15 |
| | | ・自然災害時にも機能維持できる設備としての提案となっている | 10 | |
| | | ・自然災害時に柔軟に対応できる機能についての提案がされている | 5 | |
| 建築・施設計画（その他） | | 90 | | |

| | | | | |
|--------------------|-----------------|---------------------------|-----|-----|
| 2 | 1 | 魅力ある建物の空間構成や信頼性のある構造計画 | 各配点 | 70 |
| | | ・信頼性のある構造計画となっている | 35 | |
| | | ・既存建物と増築部が適切に連結されている | 20 | |
| | | ・必要機能に相応しい空間計画が提案されている | 15 | |
| | 2 | 医療安全、防犯、セキュリティの確保 | 各配点 | 20 |
| ・医療安全に配慮した提案となっている | | 10 | | |
| | | ・防犯、セキュリティに配慮した提案となっている | 10 | |
| 環境配慮 | | | | 45 |
| 3 | 1 | ライフサイクルコストの低減 | 各配点 | 20 |
| | | ・ライフサイクルコストの低減が適切に図られているか | 20 | |
| | 2 | 自然環境への負荷低減 | 各配点 | 15 |
| | | ・自然環境への負荷低減が図られているか | 15 | |
| | 3 | 周辺環境との調和 | 各配点 | 10 |
| | | ・周辺環境との調和が図られているか | 10 | |
| 事業実施計画 | | | | 55 |
| 4 | 1 | 実施体制 | 各配点 | 20 |
| | | ・事業内容を十分理解した取り組みか | 10 | |
| | | ・適切で信頼がおける組織・人員体制となっているか | 10 | |
| | 2 | 施工計画 | 各配点 | 35 |
| | | ・稼働中の施設に配慮した施工計画がされているか | 15 | |
| | | ・第3者を含め適切な安全管理計画が提案されているか | 10 | |
| | ・適切な工程計画となっているか | 10 | | |
| その他 | | | | 10 |
| 5 | 1 | その他、特筆すべき事項について | 各配点 | 10 |
| | | ・特筆すべき提案がされている | 10 | |
| 配点合計 | | | | 300 |

3) 得点の計算方法

審査においては、上記表1の審査項目ごとに各応募グループの提案内容を評価し点数化するが、その際の得点の計算方法については、原則として項目ごとに以下の4つの評価ランクを設定し、当該提案内容の評価ランクに応じた得点を付与するものとする。

なお、事業者選定委員会の各委員が採点した得点の平均点をもって、各応募グループの得点とする。(小数点第四位を四捨五入し、小数点第三位まで表示する。)

| 評価 | 判断基準 | 配点に乗ずる係数 |
|----|----------------------------------|----------|
| A | 当該審査項目のほぼ全般にわたり要求水準を上回る優れた提案がある。 | 1.00 |
| B | 当該審査項目のうち、部分的に要求水準を上回る優れた提案がある。 | 0.70 |
| C | 当該審査項目のうち、部分的に要求水準を上回る提案がある。 | 0.40 |
| D | 当該審査項目について要求水準は満たしている。 | 0.10 |

4. 落札者の決定

(1) 最優秀提案者及び次点提案者の選定

提案内容の評価結果に基づき、以下の計算式で総合評価点の最も高い提案を行った者を、最優秀提案者、二番目に総合評価点の高い提案を行った者を次点提案者とする。

$$\text{総合評価点 (1,000 点満点)} = \text{【価格評価点 (700 点)】} + \text{【提案内容評価点 (300 点)】}$$

(2) 落札者の決定

機構は、事業者選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者及び次点者を決定する。